

令和 8 年度葛尾村放射能測定事業
業務委託 公募型企画提案競技 仕様書

令和 8 年 3 月 6 日 葛尾村

1 基本事項

(1) 本書の位置づけ

本仕様書（以下「本書」とする。）は、葛尾村（以下「村」とする。）が行う放射能測定業務に関して、業務委託等を公募型企画提案競技にて、事業者（以下「応募者」とする。）から総合提案を求めるものであり、村が要求する水準を示すものである。

(2) 総合提案

本書は村が要求する性能及び条件を規定するものであり、具体的仕様及びそれらを管理する業者について総合的に評価を行うもので、本書が示す規定以上の提案を行うこと。なお、総合的に提案された内容が要求標準を上回り、村にとって有益と判断される内容は、その提案を高く評価する。ただし、本書から著しく外れる提案内容については、参考とするが評価対象としない。

2 事業概要

(1) 委託事業名称

放射能測定事業

(2) 事業目的

東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故により、放出された放射性物質の影響がある村内で採取される自家消費野菜・山菜・きのこ・飲料水等を対象とした放射能検査を葛尾村放射能検査室で実施し、放射性物質の濃度を確認できる体制を整備維持することにより、住民の食品への安心安全に対する不安の解消と、身近に畑のある暮らしへ再生に繋げる。

(3) 契約期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(4) 測定業務実施場所

葛尾村放射能検査室

(5) 事業対象地域

葛尾村内

(6) 予算額

上限金額 11,103,000 円（消費税込み）

3 業務委託内容

(1) 測定業務

放射能測定機器を用いた自家消費野菜・山菜・きのこ・飲料水等の検査については以下の業務。

① 検体の放射能測定業務

検体の放射能測定器（簡易放射能測定機器、非破壊式簡易放射能測定機器、ゲルマニウム半導体検出器）を用いて行うための機器準備を行うこと。

自家消費野菜・山菜・きのこ・飲料水等の検査を行うために必要になる検体のコンタミなどが起こらないように注意をして、破碎・重量等の確認などを行い、放射能測定器で測定を行う容器に詰めての準備を行うこと。

自家消費野菜・山菜・きのこ・飲料水等の検体を放射能測定器（簡易放射能測定機器、非破壊式簡易放射能測定機器、ゲルマニウム半導体検出器）を用いて測定を行うこと。

検体の放射能測定結果として、持ち込み者（採取者）、持ち込み者連絡先（住所・電話番号）、採取場所、種類、検体名、検体重量、測定使用機器、検体測定重量、Cs-137・Cs-134 等の個別の放射能の量 (Bq/kg)、Cs-137・Cs-134 の放射能の量の合計値 (Bq/kg) 等の記録を行うこと。

検体の放射能測定の終了時に、放射能測定器の状況を確認して、汚れ等があれば清掃を行うこと。

1 日の検体の放射能測定結果として記録した内容を、業務終了前に報告を行うこと。

1 日の測定終了後に室内の清掃を行うこと。

② 検体受付業務

村民等から持ち込まれる自家消費野菜・山菜・きのこ・飲料水等の検体の受付を行うこと。

検体受付時には、持ち込み者、持ち込み者連絡先（住所・電話番号等）、採取場所、検体名、測定内容（非破壊測定機器等の希望）の確認を行い、検査終了時間等の連絡を行うこと。

放射能測定終了後に、放射能測定結果を持ち込み者に報告を行うこと。

③ その他必要と認められる業務。

村及び受託者がその都度協議を行い実施するものとする。

(2) 採取業務

村内の山菜・きのこ・飲料水等の検体採取については以下の業務。

① 村内に自生する山菜・きのこ等の検体を採取業務

村内に自生する山菜・きのこ等が発生する時期に、村内一円から山菜・きのこ等の採取を行うこと。

放射能測定が出来る量の採取を行うこと。

採取日・採取場所・採取検体名の記録を行うこと。

② 村内の飲料水の検体採取業務

公共施設等の飲料水を、定期的に各施設から採取を行うこと。

放射能測定が出来る量の採取を行うこと。

採取日・採取場所・採取検体名の記録を行うこと。

③ その他必要と認められる検体採取業務

村から指示のあった検体の採取を行うこと。

放射能測定が出来る量の採取を行うこと。

採取日・採取場所・採取検体名の記録を行うこと。

④ その他必要と認められる業務

村及び受託者がその都度協議を行い実施するものとする。

4 資格要件

次に掲げる要件をいずれも満たす事業者であること

- (1) 福島県内に本社・支社又は事業所のいずれかを有すること。
- (2) 労働災害保険及び社会保険を加入していること。
- (3) 帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域、避難指示解除された区域等における類似業務実績があること。

5 放射能測定機器の詳細

(1) 簡易放射能測定機器

- ① 日立アロカメディカル社製 食品放射能測定システム (CAN-OSP-NAI)

台数 2台

破壊式簡易放射能測定器

- ② テクノエックス社製 Legumes Light

台数 1台

非破壊式放射能測定器

(2) 放射能測定器の詳細

- ① SEIKO EG&G 社製 ゲルマニウム半導体検出器
台数 1 台
ゲルマニウム半導体検出器

6 放射能測定業務の実施

- (1) 放射能測定業務（以下、「当該業務」という。）は、別紙 1 「業務細目」（以下、「細目」という。）により行うこと。
- (2) 上記細目のほか、上記 3 業務委託内容に定めがなくても、当該業務上必要な業務については誠意を持って行うこと。
- (3) 実施計画書を作成し、これを事前に提出し、発注者の承諾を受けること。
- (4) 業務中、異常を発見した場合は、直ちに事前に取り決めていた方法により適切に処理し、また、状況に応じ処理前、処理途中あるいは処理後に村にその状況を報告すること。
- (5) 当該業務に必要な申請及び許可については、あらかじめ村と協議の上、責任を持って受託者が行うものとする。
- (6) 当該業務に要する費用は、受託した受託者負担とする。

7 業務状況の報告及び記録

- (1) 報告及び記録の内容は、次のとおりとする。
 - ① 業務報告書
 - ② 異常が生じた場合の記録（現況写真等も添付すること。）や処理結果
 - ③ その他必要と認められる内容
 - ④ 業務着手届、業務完了届
- (2) 毎日の状況を記録し、必要な期間保存すること。
- (3) 受託者は、1 日の検体の放射能測定結果として記録した内容を、毎日報告を行うこと。
- (4) 受託者は、業務報告書を日ごとに作成し、月ごとに取りまとめ、翌月 10 日（10 日が休日の場合は翌平日）までに発注者に報告すること。ただし、契約最終月に関しては、当月末までに報告を行うこと。
- (5) 業務対象において、異常事態が発生した際の状況や処理の経過及び結果については、その都度速やかに電話若しくは口頭で村側に報告するとともに、後日書面でも報告すること。

8 業務従事者

- (1) 受託者は業務を実施するに当たり、業務従事者の中から管理責任者を1名選出し、村の承諾を得ること。
- (2) 村は、業務従事者として不適当と認めた者については、受託者と協議の上、交代させることができる。
- (3) 業務従事者においては、業務実施を行うにあたり葛尾村の地理に詳しい者を配置すること。
- (4) 村が必要であると認めた場合は、受託者は、次回の受託業者への業務引継を行うこと。これらの業務に要する費用はすべて受託者の負担とする。また、これらの引継業務を実施する時期は、村の判断による。

9 勤務時間及び体制

業務従事者の勤務時間は、原則として別紙1業務細目に定めるものとする。

10 受託者の義務

- (1) 受託者は、業務従事者が病気その他の事由で勤務を継続することが困難となるなど、緊急の事態に備え、速やかに対応できる体制を確保し、また、必要に応じて迅速に代替え要員を配置しなければならない。
- (2) 受託者は、上記2の(3)の委託期間中、当該業務の他に、受託事業者にとって過重な委託業務を受注することに伴い、村が必要とする業務従事者が確保できない状況を招いてはならない。
- (3) 受託者及び業務従事者は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

11 損害賠償

受託者は、業務実施中に受託事業者の過失により、住民及び財産並びに第三者に損害を与えた場合は、受託事業者が損害賠償責任を負わなければならない。受託者は損害賠償に備え、損害保険等に参加する等の対策を講じること。保障の範囲については、別途貸借契約を交わして定めるものとする。

ただし次の事項については免責とする。

- (1) 天災地変・暴動・その他不可抗力による損害
- (2) 出入りする者の故意又は過失に基づく損害
- (3) 不完全な管理状態で駐車している車両及び車両から生じた損害

12 再委託の禁止

受託者は、業務の全部又は一部を村の書面による承諾を得ることなく第三者に委託してはならない。

1 3 権利義務の譲渡禁止

受託者は、本契約から生ずる権利及び義務を村の書面による承諾を得ることなく第三者に譲渡してはならない。

1 4 相互協力

村及び受託者は、当該業務に必要なものについて、相互に協力し適切な業務を行うものとする。その他、業務内容の変更が生じる場合についても相互に協議を行い実施するものとする。

1 5 特記事項

- (1) 業務内容については、本仕様書に基づく内容とするとともに、提案内容で業務を行うこと。
- (2) 放射能測定機器の点検・校正等を行う場合には、協力すること。
- (3) 葛尾村放射能検査室の運用状況を確認するために、査察を実施する場合がある。これに対して受託者は必ず査察を受け入れること。また、村が必要と搬出した書類等については、全て開示すること。
- (4) 受託者は、業務上知り得た事項については守秘義務を負うこと。
- (5) 仕様書に定めていない事項については、必要に応じて村と協議すること。

1 6 その他

- (1) 参考見積書について
次の参考見積書を提出すること。
 - ① 放射能測定業務の年間の運用費用
- (2) この仕様書で示す内容は、総合提案を受ける上での最低基準を示すものである。
- (3) 上位応募者選定後、上位応募者の総合提案を踏まえた上で、村と受託者が協議により最終的な仕様書を定めるものとする。なお、その際には、村側の意図をできる限り取り入れるよう努めること。

別紙 1

放射能測定 業務細目

1 業務内容

(1) 測定業務に係る設備

ア 受託者は、業務を行うに当たり、村が準備した必要な放射能測定器及びパーソナルコンピュータ等を使用すること。また、受託者は放射能測定器及びパーソナルコンピュータ等が精密機械である事を考慮し、注意して取り扱い、操作を行うこと。

イ 受託者は、アを実施するに当たり、必要になる消耗品等を準備すること。

ウ 受託者は、アを実施するに当たり、その設備等を事故など受託者の過失で損害等を与えた場合は、誠意を持って対応するとともに、施設及び設備等を破壊、破損させた場合は、受託者の費用で修繕すること。

(2) 採取業務に係る車輛

ア 発注者は、業務を行うにあたり必要な車輛を受託者に無償で貸し付ける。

イ 受託者は、業務を行うにあたり必要な車輛に係る経費を負担すること。

ウ 検体採取を実施する車両については、車両背面に当該業務車両と分かる識表等を貼ること。

エ 受託者は、アを実施するに当たり、その車輛等を事故など受託者の過失で損害等を与えた場合は、誠意を持って対応するとともに、施設及び設備等を破壊、破損させた場合は、受託者の費用で修繕すること。

(3) 異常事態発生時における対応

業務対象において、異常事態が発生した時は、異常事態を確認するとともに事態の拡大防止にあたる。

(4) 関係先への通報及び連絡

異常事態が発生した時は、前記(3)を適切に行うとともに、発注者に連絡する。また、必要があるものと認めた場合は、村が指定した緊急連絡先へ連絡する。

(5) 業務実施事項の報告

ア 受託者は、業務実施状況を日ごとに作成し、月ごとにまとめ、翌月の10日(休日の場合は翌平日)までに書面にて村に報告する。

イ 業務対象において、異常事態が発生した際の状況や処理の経過及び結果については、その都度速やかに電話若しくは口頭で村に報告するとともに、後日書面でも報告すること。

(6) 業務基準時間

業務基準時間は、次のとおりとする。

変更が生じる場合についても相互に協議を行い実施するものとする。

なお、就業日等は、別紙2勤務日程を参考とすること。

区分	業務基準時間
放射能測定業務	08時30分～17時15分

※時間・勤務日程の変更が必要となった場合は村と受託者で協議の上決定する。

(7) 採取業務開始時における取扱い

受託者は当該業務を開始するに当たり、当該業務で使用する車両の故障等がないことを確認すること。

(8) 採取業務終了時における取扱い

受託者は当該業務を終了するに当たり、周辺状況等の変化については報告書に記載すること。採取業務で使用した車両については、走行記録などを記載すること。

(9) 放射能の汚染拡大の防止

村内の一部区域は、高線量地区もあり、特定線量下業務にあたるためその区域において適用される関係法令等を遵守するとともに、あらかじめ受託者において、その対策を講じることとする。また、個人積算線量計の装着及びスクリーニングは必須項目とし、報告書にも記載すること。

(10) 緊急連絡先の指定

ア 村は、あらかじめ緊急連絡先を指定し、その連絡先を受託者に通知する。

イ 上記アの緊急連絡先に変更がある場合は、村は、その都度遅滞なく、変更したその連絡先を受託者に通知する。

ウ 受託者は、あらかじめ緊急連絡先を指定し、その連絡先を村に通知する。

エ 上記ウの緊急連絡先に変更がある場合は、受託者は、その都度遅滞なく、変更したその連絡先を村に通知する。

(11) 一時立入の申請

受託者は、定められた手順にしたがい、一時立入の申請を行うこと。

2 業務従事者

業務従事者においては、業務実施を行うにあたり葛尾村の地理に詳しい者を配置すること。

業務内容	雇用・就業日数（最大）	業務従事者予定者数
放射能測定業務	243日間	2人（全体）以上
合計		2人以上

3 施設、設備等の種類及び設置について

当該業務に使用する設備等は、次のとおりである。

車輛については、発注者が準備し、受託者に貸与を行う。

車輛の使用に係る経費については、受託者が負担すること。

放射能測定器については、放射能検査室に設置している簡易放射能測定機器3台および、ゲルマニウム半導体検出器1台を使用すること。

放射能測を行う室内の湿度を調整するための除湿器2台は、受託者がリースにて準備すること。

放射能測定に係る消耗品等・業務報告に係る事務用品等の費用についてはすべて受託者が負担すること。

施設、設備等	数量等	備考
1 採取業務車両	1台	村から貸与
2 放射能測定機器（簡易放射能測定器）	3台	村が準備
3 放射能測定機器（ゲルマニウム半導体検出器）	1台	村が準備
4 放射能測定に係る備品（除湿器）	2台	受託者負担
5 放射能測定に係る消耗品等	一式	受託者負担
6 業務報告に係る事務用品等	一式	受託者負担
7 車輛維持経費	一式	受託者負担

(別紙2)

令和8年度 放射能検査業務日程

年間業務日数 243日

4月

日	月	火	水	木	金	土	21
			1	2	3	4	3
5	6	7	8	9	10	11	5
12	13	14	15	16	17	18	5
19	20	21	22	23	24	25	5
26	27	28	29	30			3

5月

日	月	火	水	木	金	土	18
					1	2	1
3	4	5	6	7	8	9	2
10	11	12	13	14	15	16	5
17	18	19	20	21	22	23	5
24	25	26	27	28	29	30	5
31							

6月

日	月	火	水	木	金	土	22
	1	2	3	4	5	6	5
7	8	9	10	11	12	13	5
14	15	16	17	18	19	20	5
21	22	23	24	25	26	27	5
28	29	30					2

7月

日	月	火	水	木	金	土	22
			1	2	3	4	3
5	6	7	8	9	10	11	5
12	13	14	15	16	17	18	5
19	20	21	22	23	24	25	4
26	27	28	29	30	31		5

8月

日	月	火	水	木	金	土	18
						1	
2	3	4	5	6	7	8	5
9	10	11	12	13	14	15	2
16	17	18	19	20	21	22	5
23	24	25	26	27	28	29	5
30	31						1

9月

日	月	火	水	木	金	土	19
		1	2	3	4	5	4
6	7	8	9	10	11	12	5
13	14	15	16	17	18	19	5
20	21	22	23	24	25	26	2
27	28	29	30				3

10月

日	月	火	水	木	金	土	21
				1	2	3	2
4	5	6	7	8	9	10	5
11	12	13	14	15	16	17	4
18	19	20	21	22	23	24	5
25	26	27	28	29	30	31	5

11月

日	月	火	水	木	金	土	23
1	2	3	4	5	6	7	4
8	9	10	11	12	13	14	5
15	16	17	18	19	20	21	5
22	23	24	25	26	27	28	4
29	30	31	32	33	34	35	5

12月

日	月	火	水	木	金	土	20
		1	2	3	4	5	4
6	7	8	9	10	11	12	5
13	14	15	16	17	18	19	5
20	21	22	23	24	25	26	5
27	28	29	30	31			1

1月

日	月	火	水	木	金	土	19
					1	2	
3	4	5	6	7	8	9	5
10	11	12	13	14	15	16	4
17	18	19	20	21	22	23	5
24	25	26	27	28	29	30	5
31							

2月

日	月	火	水	木	金	土	18
	1	2	3	4	5	6	5
7	8	9	10	11	12	13	4
14	15	16	17	18	19	20	5
21	22	23	24	25	26	27	4
28							

3月

日	月	火	水	木	金	土	22
	1	2	3	4	5	6	5
7	8	9	10	11	12	13	5
14	15	16	17	18	19	20	5
21	22	23	24	25	26	27	4
28	29	30	31				3

盆休・年末年始休